

商品概要説明書

農業サポートローン

(令和2年4月1日現在)

商品名	農業サポートローン
ご利用いただける方	個人で当JAの組合員の方であり、①～③のいずれか一つに該当する方 ①農業収入を確定申告している方 ②農地（耕作地）を所有している方 ③農業に従事している方（確定申告で農業従事者として申告されている方を含む） (以下の条件をすべて満たす方とします。) <input type="radio"/> 最終償還時の年齢が80歳未満の方。 <input type="radio"/> 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がない方をいいます。 <input type="radio"/> その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<input type="radio"/> 農業者の所得増大ならびに農業振興に資する資金。 ただし、負債整理資金を除きます。
借入金額	<input type="radio"/> 認定農業者の方 1,500万円以内。 その他の農業者の方 500万円以内。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計がそれぞれの金額を超えることはできません。
借入期間	<input type="radio"/> 10年以内とします。 <input type="radio"/> 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	<input type="radio"/> 当JA所定の利率といたします（固定金利）。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<input type="radio"/> 証書借入とします。
返済方法	<input type="radio"/> 元金均等返済（一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）のいずれかをご選択いただけます。 <input type="radio"/> 一部繰上返済を行う場合は、返済日、返済額は任意とします。
担保	<input type="radio"/> このローンの累積残高が1,000万円を超える場合は不動産担保が必要です。
保証	<input type="radio"/> 原則、連帯保証人は不要です。
手数料	<input type="radio"/> 不要です。

<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店金融業務推進部融資課(電話：042-666-6511)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="421 546 1378 815"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、 年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、 年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、 年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他</p>	<p>○ お申込みに際しては、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>																

JA八王子